



第 6 章

第 2 期障害児福祉計画

1 障害児福祉サービスの見込量

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体が不自由な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて、保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	22	21	17	21	23	25
	延利用者数	108	139	140	153	167	183
医療型児童発達支援	実利用者数	12	8	8	12	12	12
	延利用者数	68	37	40	60	60	60
放課後等デイサービス	実利用者数	42	51	60	70	80	90
	延利用者数	541	629	790	900	1,030	1,160
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	2	2	2	2
	延利用者数	0	0	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	1
	延利用者数	0	0	0	0	0	2
障害児相談支援	実利用者数	11	13	21	29	40	55

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関等が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 医療型児童発達支援については、構成市で運営する、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園が、地域の障害児支援の拠点として重要な施設であるため、今後も関係市と連携を強化して体制を維持していきます。
- 保育所等訪問支援については、現在2名の利用があり、引き続き、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在利用はありませんが、引き続きサービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援についても、発達サポートセンター「はぴあ」等の市の相談窓口と、各障害児相談支援機関との連携を強化し、相談支援体制を充実することにより件数の増加を見込んでいます。